

大野町農業委員候補者の推薦並びに募集要領

農業委員の任期満了に伴い、新たに農業委員を募集します。

農業に関する見識を持ち、農地利用の最適化の推進など農業委員会の職務を適切に行うことができる方の推薦、応募をお待ちしております。

なお、推薦を受け又は応募していただいても必ずしもこれらの委員候補者に確定するとは限りませんのでご了承ください。

1 推薦及び募集の対象及び定数

農業委員 14人（うち中立委員1名）

※ 委員の過半数は、原則として認定農業者又は認定農業者に準ずる者になります。

※ 中立委員とは「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない委員」をいいます。

2 推薦及び募集の期間

令和8年2月17日（火）から令和8年3月23日（月）16時30分必着

3 推薦及び応募の資格

農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で次の各号に掲げる資格要件を全て満たしている者です。

(1) 町内に住所を有する者を基本とする（町外に住所を有する者も妨げない）

(2) 町の職員でない者

(3) 暴力団もしくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有していない者

※ ただし、次のいずれかに該当する者は、農業委員会等に関する法律により農業委員になれません。

・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 推薦又は応募の方法

別添の「推薦書」又は「応募申込書」に必要事項を記入し、記名又は署名のうえ、締切日までに大野町役場1階農林課へ提出してください。

なお、郵送による提出も受け付けます。（締切当日の消印有効）

また、提出された推薦書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※ メール及びFAXによる提出は受け付けません。

※ 法律等の規定により推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所事項を除き、全て公表となりますのでご了承ください。

5 候補者の選考

推薦もしくは応募による候補者の総数が14人を超えた場合又は町長が必要と認めた場合は、選考委員会を設けて候補者を選定します。

なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

6 選考結果の通知

選考結果は、令和8年5月下旬までに本人宛に郵送通知します。

7 個人情報の取扱い

推薦及び応募により取得した個人情報については、保護、管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

8 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

9 職務

農地転用、農地の無断転用の防止・解消など農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての調査・審議等が主な職務となります。会議は、毎月1回（毎月初旬）程度の開催となります。

また、必要に応じ研修会等に出席いただきます。

※ 活動内容を毎月記録し、活動記録簿を提出していただきます（毎月10日以上活動）。

10 身分及び報酬額

地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、大野町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び大野町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の規定に基づき報酬を支給します。

11 推薦及び応募の問い合わせ先

〒501-0592

岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地

大野町役場 1階 農林課

電話 0585-35-5373

FAX 0585-34-2110

メール nourin@town-ono.jp